

南砺市災害時受援計画

令和4年3月策定

南 砺 市

目 次

第 1 章 総 則	1
1 計画の必要性	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置づけ	2
4 適用範囲	2
5 受援対象業務	3
6 平常時からの取組・計画の見直し	3
第 2 章 受援体制	4
1 基本方針	4
2 受援組織	4
第 3 章 人的支援の受入れ	10
1 基本方針	10
2 人的支援の受入れの全体像	10
3 広域応援部隊の受入れ	11
4 保健医療活動チームの受入れ	13
5 福祉・介護職員等の受入れ	13
6 自治体応援職員の受入れ	14

7	応急危険度判定に係る受入れ	18
8	災害救援ボランティアの受入れ	19
9	廃棄物処理に係る受入れ	20
第4章	物的支援の受入れ	22
1	基本方針	22
2	物的支援の受入れの全体像	22
3	物的支援総括の設置及び構成	25
4	市物資拠点候補施設のリストアップ	26
5	関係機関の役割とタイムライン	27
6	市物資拠点の選定	30
7	市物資拠点の開設	30
8	県物資拠点の把握	31
9	物的ニーズの把握・取りまとめ	31
10	市備蓄物資の供給準備	32
11	物的支援の要請	32
12	支援物資の受入れ	33
13	支援物資の供給	33
14	市物資拠点の運営	34
15	災害発生時の輸送手段の確保	34

16 自衛隊に対する災害派遣要請	34
17 物資輸送ルートの確保	34
18 自動車燃料の確保	35
19 義援物資の取り扱い	35
20 余剰物資の取り扱い	35
第5章 その他の受援	36
1 緊急輸送ルートの確保	36
2 燃料、電力、ガスの供給	36
3 費用負担及び事故等の責任	37

第1章 総則

1 計画の必要性

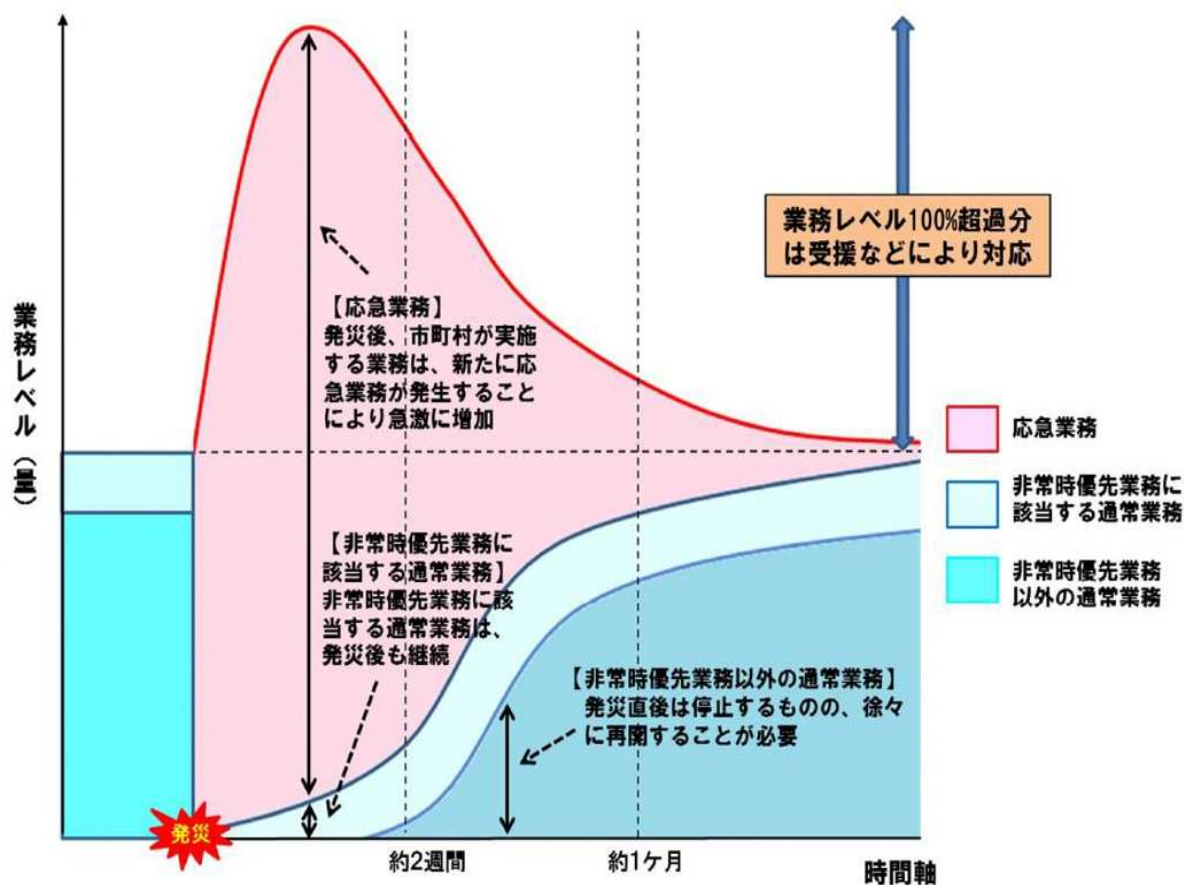
災害が発生すると、たとえ被害の規模が小さく、影響範囲が限定的であっても、被災した自治体においては、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要となる。

また、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、被災した自治体単独での対応は一層困難になる。このような被災した自治体の対応力を超える状況下で不可欠なのが「応援の受入れ」である。

そのため、災害発生直後から災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき行われる、職員の派遣や物資等の提供などの外部からの応援に対し、「応援の受入れ」を想定した計画が求められていることから「南砺市災害時受援計画」を策定する。

図表 1-1 災害時における業務レベル図

(「市町村のための業務継続計画作成ガイド」(平成27年5月内閣府)より抜粋)



2 計画の目的

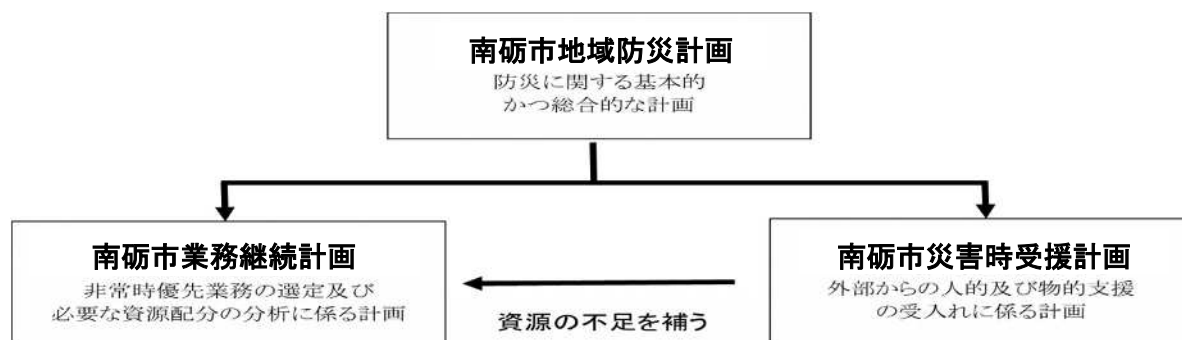
本計画は、災害対策基本法及び防災基本計画で明確化された受援を踏まえ、市において大規模な災害が発生した場合に県と連携し、国や県内外の地方公共団体、防災関係機関、民間事業者、ボランティアなどの各種団体から人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援体制をあらかじめ整備しておくことにより、迅速かつ効果的な被災地・被災者支援を実施することを目的とする。

3 計画の位置づけ

本計画は、南砺市地域防災計画を具体化する計画の一つとして位置づけ、南砺市業務継続計画（BCP）にある「非常時優先業務」に必要な人的及び物的資源の不足について、外部からの応援を受け入れる計画とする。

また、本計画は、富山県災害時受援計画と整合の取れたものとする。

図表1-2 南砺市災害時受援計画の位置づけ



4 適用範囲

次の場合において、災害対策本部長が受援を必要と判断したときに適用する。

- (1) 市内において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) その他、大規模な洪水等の災害が発生した場合

また、本部長に事故があるときは、南砺市地域防災計画の代行順位に定める職務を代理する発動権限者が本計画を発動する。

なお、本計画は、災害発生後から想定される受援の形態のうち、「初動期」（発災後概ね3日間）、「応急期」（4日目～）及び「復旧期（初期）」（～約1か月）における受援を対象範囲とする。

5 受援対象業務

本計画は、市の行政機能の維持や避難者に物資を速やかに届けるための人的・物的支援のほか、救助・救急、消火活動等に係る広域支援などの独自の枠組みを持つ支援（国等による定型化された応援など）の調整を対象とする。

図表1-3 国等による定型化された応援など
 （「富山県災害時受援計画」（平成31年3月富山県）より抜粋）

基本的な枠組み	応援の種類・主体
市町村による枠組み	市町村間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
都道府県による枠組み	県内市町村相互応援に関する協定に基づく応援
	都道府県間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
全国自治体間の枠組み	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援 （全国知事会の調整）
	全国市長会・全国町村会の調整による応援
	指定都市市長会の調整による応援
指定行政機関・指定公共機関等による枠組み	国等による定型化された応援 （総務省）被災市区町村応援職員確保システム（対口支援） ^{たいこう} （消防庁）緊急消防援助隊 （警察庁）警察災害派遣隊 （自衛隊）災害派遣部隊 （国交省）緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） （厚労省）救護班・災害派遣医療チーム（DMAT） 災害派遣精神医療チーム（DPAT） （環境省）災害廃棄物処理支援ネットワーク D. Waste-Net など
その他	事前に協定を結んでいない、自主的な応援

6 平常時からの取組・計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、県や関係機関等と連携して、定期的に受援の内容や方法を確認し、検証するための訓練を実施するほか、平常時から相互に顔の見える関係づくりに努める。

また、訓練を踏まえた課題に対する改善や県や関係機関等の体制変更等の反映など、本計画の見直しを継続的に行う。

第2章 受援体制

1 基本方針

大規模災害の発生時には、市災害対策本部における活動のほか、国や県、関係機関・団体との連絡調整、人的・物的支援業務などの膨大な災害対応業務が発生し、市の既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況となることが予想される。

このような状況のなか、市内の人的・物的資源に関するニーズ把握や受援状況のとりまとめ、応援側の申し出状況、応援実施状況のとりまとめ、受援に関する総合調整、調整会議の開催など、受援に係る様々な対応が求められる。

これらを円滑に行うため、市災害対策本部内に、受援に関する総合調整・とりまとめ業務を行う「受援総括」を設置し、各班に「受援担当」を選任することで受援に係る業務を処理する。

2 受援組織

(1) 受援総括、受援担当の設置

市は、災害対策本部総務部総務班内に市内外からの受援に関する総合調整・とりまとめ業務を行う「受援総括」を設置し、応援を受入れる各班に「受援担当」を選任する。

(2) 構成員

① 災害対策本部総務部総務班（受援総括）

受援総括の責任者は、総務課長とし、構成員は、図表2-1のとおり、防災危機管理係（全体総括）、人事係（人的支援総括）、総務係（物的支援総括）の総務班所属の職員で構成する。

② 応援を受入れる各班（受援担当）

応援を受入れる各班の受援担当は、責任者と担当者で構成し、責任者は、各班の課長級職員、担当者は、係長級職員とする。

図表2-1 受援に関する業務の所属

業務担当	主な業務	関係所属
受援総括	受援の全体総括	総務班（防災危機管理係）
人的支援総括	県応援職員の調整・受入れ、県内外市町村・市長会・国との調整、総務省対口支援調整、調整会議の開催、復旧・復興に向けた受入れ調整等	総務班（人事係）
応援部隊等支援	活動拠点の被災状況確認、部隊拠点調整、応援部隊への資機材・燃料供給、重要施設等への燃料、電力、ガス、水道の供給等	総務班、財政管財班、上下水道班
分野別支援	保健・医療・福祉・介護職員派遣等の調整	保健班、医療救護班、災害救助班、要介護者班
	土木職員、農業土木職員、建築職員（応急危険度判定士を含む）受入れ等の調整	建設・住宅班、上下水道班、農政班、林政班
	災害救援ボランティアの調整	災害救助班
	災害廃棄物処理等の調整	生活環境班
物的支援総括	各担当の総合調整、要請と調達の調整、拠点入出庫・輸送に係る各担当への指示、国ブッシュ型支援の調整	総務班（総務係）
調達	国や県、企業等への物資の要請・調達	総務班、政策班、農政班、商工班
要請受付	避難所からの物資の要請の受付、供給見通し等の回答	避難所班
輸送	道路の被災状況の把握、輸送ルートを選定・確保、輸送手配等の調整	建設・住宅班、財政管財班、救援物資班
物資拠点	各物資拠点の開設、運営、在庫管理、入出荷調整	総務班、救援物資班

※このほか、受援に関する業務を円滑に機能させるため、必要に応じて、総務課や他県等への応援派遣の経験者を追加配置する。

図表2-2 応援受入れ対応の役割分担

<一般職員の受入れ>

対 象		ニーズ把握	調達・確保	追跡・把握	取りまとめ
市への 受入れ	県からの応援	総務班	総務班	総務班	総務班
	他の市町村からの応援				
	他の都道府県からの応援				

<専門的職員の受入れ>

対 象		ニーズ把握	調達・確保	追跡・把握	取りまとめ
市への 受入れ	応急危険度 判定士	建設・住宅班	建設・住宅班	建設・住宅班	総務班
	給水要員	上下水道班	上下水道班	上下水道班	上下水道班
	水道 技術職員	上下水道班	上下水道班	上下水道班	上下水道班
	ボランティア コーディネーター	災害救助班	災害救助班	災害救助班	総務班
	医師、歯科医師、 看護師等医療職員	医療救護班	医療救護班	医療救護班	
	心理 関係職員	保健班	保健班	保健班	
	高齢福祉 関係職員	要介護者班	要介護者班	要介護者班	
	児童福祉 関係職員	こども班	こども班	こども班	
	障害福祉 関係職員	災害救助班	災害救助班	災害救助班	
	廃棄物 担当職員	生活環境班	生活環境班	生活環境班	
	土木、農業土木、 建築職員	建設・住宅班、 農政班、林政班	建設・住宅班、 農政班、林政班	建設・住宅班、 農政班、林政班	
	外国人 支援職員	観光施設班	観光施設班	観光施設班	

＜物的支援の受入れ＞

対 象		ニーズ把握	調達・確保	追跡・把握	取りまとめ
市への 受入れ	食料・飲料水	避難所班 総務班	農政班 上下水道班	農政班 上下水道班	総務班
	生活必需品 (衣類、毛布、その他)		救援物資班	救援物資班	
	仮設トイレ		生活環境班	生活環境班	
	避難所資機材等 (ダンボールベッド等)		救援物資班	救援物資班	
	燃料 (石油、ガス、電力等)		財政管財班	財政管財班	

(3) 事務分掌

① 受援に関する状況把握・とりまとめ

- ア 市内の人的・物的資源に関する受援ニーズや受援状況を把握し、とりまとめる。
- イ 地方公共団体や関係機関からの応援申し出（応援可能性）や総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」による対口支援団体の選定状況、その他国等による定型化された応援などの状況を把握し、とりまとめる。
- ウ 地方公共団体や関係機関からの応援状況を把握し、とりまとめる。

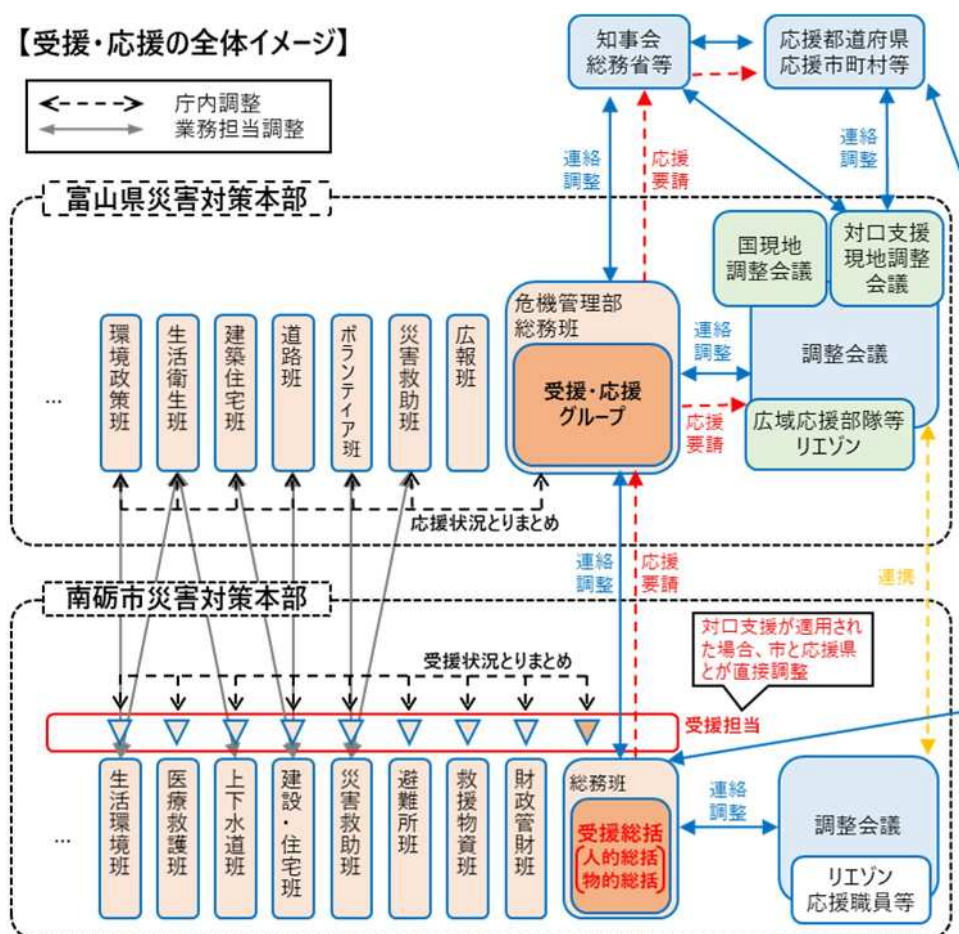
② 受援調整及び調整会議の開催

- ア 県や国（内閣府・総務省等）、関係機関、全国市長会等と調整するとともに、受援に関わる調整会議（以下：調整会議）を開催し、運営する。
- イ 災害応急の受援業務とともに、復旧・復興体制整備業務（復旧・復興の方針や計画の策定等）が円滑に行えるよう、並行して復旧・復興に向けた応援職員の派遣調整等を実施する。

③ 資源の調達・管理

- ア 人的・物的資源に関するニーズや現状の受入れ状況から資源の過不足を整理する。
- イ 被災状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
- ウ 今後必要となる人的・物的資源を要請するとともに、人的・物的資源管理表を作成し、資源管理を行う。

図表2-3 県・市間の受援調整関係イメージ図



(4) 調整会議の運営

総務班（受援総括）（以下：受援総括）は、応援の要請、応援自治体等の受入れに係る各班や各種連絡員等の応援側リエゾン（現地情報連絡員）との調整、受援状況の把握のため、調整会議を開催する。

また、調整会議を開催したときは、会議の内容を市災害対策本部会議へ報告する。

(5) 人的・物的資源の管理

受援総括は、日々の受援状況等を一元的・効果的に管理するため、各班と連携し、人的・物的資源管理表を作成し、全体像を把握する。

また、受援総括が調整を行わず、独自の枠組みで行われた受援についても、各班等からの報告により、人的・物的資源管理表を作成する。

(6) 県リエゾン（現地情報連絡員）の受入れ等

受援総括は、必要に応じて、行政機能の確保状況や被害情報の共有等のため、県よりリエゾン（現地情報連絡員）を受入れる。

(7) 業務に応じた庁内職員の再配置

① 庁内職員の調整

市業務継続計画に基づき、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を優先的に実施するうえで、当該業務以外の通常業務は、休止あるいは当該業務の継続に支障とならない範囲で実施する。

また、市災害対策本部各班において応援が必要な人員については、各部内の調整を行ったうえでも不足が生じる場合は、他の部局（応援班等）からの応援を受援総括に要請する。

② 経験者の活用

大規模災害時に災害対応業務が集中する総務班を円滑に機能させるため、総務課及び他県等への応援派遣の経験者を活用し、必要に応じて総務班への追加配置を行うこととし、総務課は、あらかじめ候補者名簿を作成しておく。

(8) 受援関連スペース等の確保

① 政府現地対策本部等との連携

政府が現地対策本部等を設置する場合は、県等と連携し、迅速な応急対策が実施できるよう、総務課は、あらかじめ必要なスペースや設備を確保しておく。

② 市長会等の現地連絡室等との連携

広域支援として全国市長会や他の都道府県等から派遣されたリエゾン（現地情報連絡員）等との連携・情報共有が円滑に行えるよう、総務課は、あらかじめ執務スペースや設備を確保しておく。

第3章 人的支援の受入れ

1 基本方針

災害発生直後から様々な分野・職種で人的支援が必要となり、国や県、地方公共団体、民間企業、ボランティア等の各種団体が市に入り、人的支援が実施されることになる。

人的支援の規模は、被害規模が大きくなるほど大きく、また、その形態は、災害対策基本法に基づく応援の要求や災害時相互応援協定等に基づく応援要請のほか、要求や要請に基づかない自主的な応援など様々な枠組みで行われる。

特に避難所の運営や罹災証明書の発行等の業務は、市職員のマンパワーが不足するうえ、新たに発生する業務であるため、相当な人的支援が必要となる。

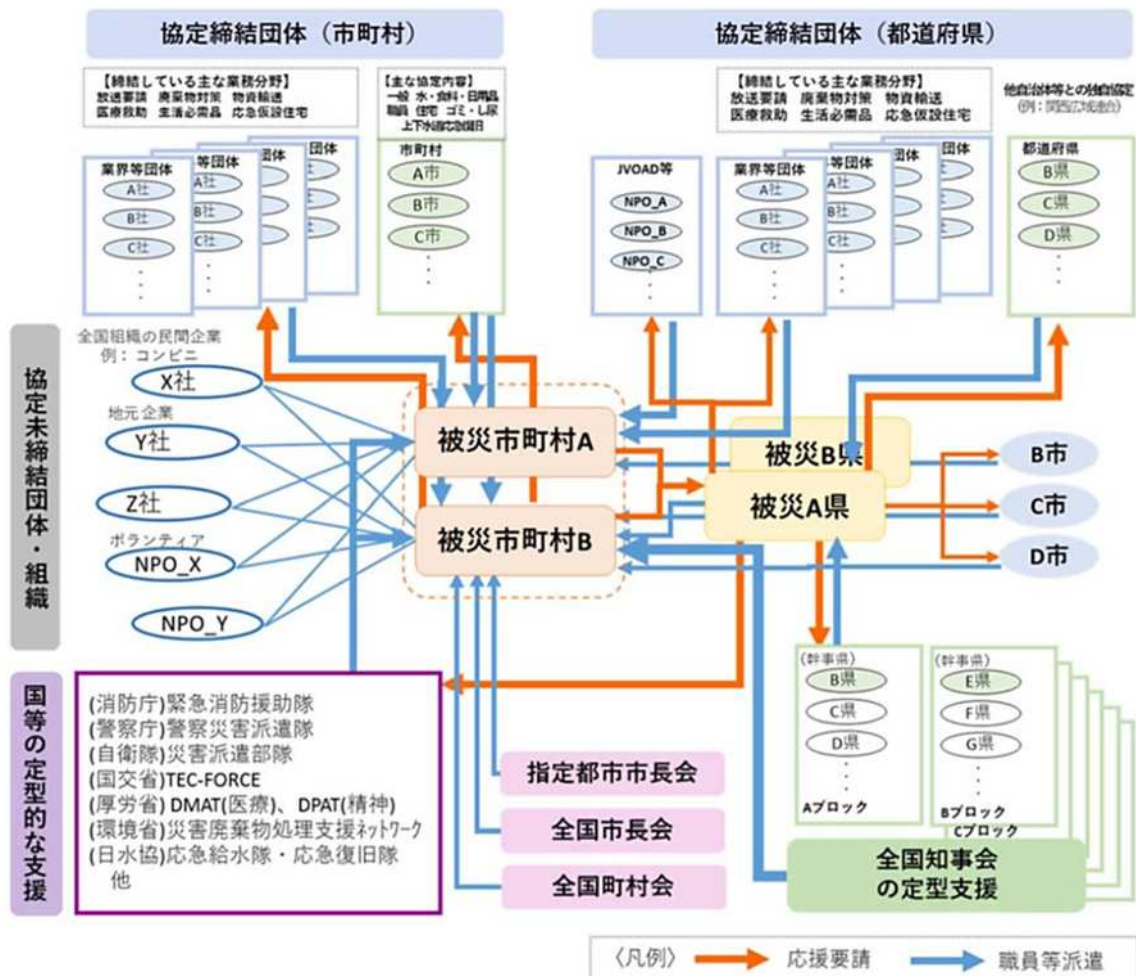
また、大規模災害の発生時には、市の要請を待たずに、国や県、他の地方公共団体からリエゾン（現地情報連絡員）や応援職員が派遣されることも想定されるため、平常時より、人的支援の受入れ体制の整備を進める必要がある。

2 人的支援の受入れの全体像

人的支援は、災害対策基本法をはじめ、個別の相互応援協定に基づくもの等、様々な枠組みの中で、国や県、地方公共団体、民間団体、ボランティア等の多様な主体の関わりにより実施される。

図表3-1 受援・応援の関係

(「富山県災害時受援計画」(平成31年3月富山県)より抜粋)



3 広域応援部隊の受入れ (全部局共通)

大規模災害時に全国から派遣される「自衛隊 (災害派遣部隊)」や「消防庁 (緊急消防援助隊)」、「警察庁 (警察災害派遣隊)」、「国土交通省 (TEC-FORCE = 緊急災害対策派遣隊)」等が人命救助のための重要な72時間を考慮しつつ、県と連携し、できる限り迅速かつ的確に救助・救急、消火活動が行えるよう、受入れ体制を整備する。

(1) 応援部隊活動拠点の調整・決定

総務班 (人的支援総括) (以下: 人的支援総括) は、県と連携し、自衛隊、消防庁、警察庁、国土交通省等の広域応援部隊の受け入れを行う。

また、災害発生時には、活動拠点候補地・進出拠点リストの中から、被害状況や活動拠点候補地の使用可否、道路啓開等を踏まえ、県及び各広域応援部隊等から派遣されたリエゾン (現地情報連絡員) と調整を図りながら、使用する活動拠点を決定する。

活動拠点の開設の際は、原則、市災害対策本部が当該施設管理者に対して、応援部隊が活動拠点を使用するための施設の開錠や施設内における立ち入り禁止区域の設定等の依頼を行う。

図表3-2 自衛隊の活動拠点（候補地）

名 称	所在地	面積(㎡)
桜ヶ池公園	南砺市立野原東 1771	15,800
上平グラウンド	南砺市東赤尾 65	9,004
利賀グラウンド	南砺市利賀村上百瀬 54	10,000
旅川グラウンド	南砺市院林82-3	18,887
福光総合グラウンド	南砺市法林寺字大谷5628	25,000

図表3-3 応援消防機関の活動拠点

拠 点	名 称	所在地	連絡先	
指揮隊活動拠点	砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	32-4957	
消防集結地	一次集結場所	砺波地域消防組合南砺消防署	南砺市天池 99	52-0119
		砺波地域消防組合南砺消防署東分署	南砺市高瀬 795-1	82-0119
		東海北陸自動車道城端S A	南砺市立野原東	—
		南砺市上平市民センター	南砺市上平細島 879	67-8119
	二次集結場所	道の駅福光駐車場	南砺市中ノ江 16	52-4100
		城南パーク	南砺市泉沢 1721	62-1212
臨時宿泊施設	旅川会館	南砺市院林 82-3	22-1115	
	城南パーク	南砺市泉沢 1721	62-1212	

図表3-4 その他応援部隊の活動拠点（候補地）

名 称	所在地	連絡先
南砺市役所	南砺市荒木1550	23-2003（代表）
南砺市防災センター	南砺市天池99	52-0119（南砺消防署）
南砺市地域包括ケアセンター	南砺市北川166-1	23-2034（地域包括ケア課）
南砺市福野市民センター	南砺市苗島4880	22-1100
南砺市井波市民センター	南砺市井波520	82-1180
南砺市城端市民センター	南砺市城端1046	62-1212
南砺市平市民センター	南砺市下梨2240	23-2040
南砺市上平市民センター	南砺市上平細島879	23-2043
南砺市利賀市民センター	南砺市利賀村171	23-2046
南砺市井口市民センター	南砺市蛇喰1009	23-2053

(2) 現地合同調整所の設置

各広域応援部隊は、救助要請情報を踏まえ、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動拠点・活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、広域応援部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた広域応援部隊間の相互協力や役割分担を行う。

各広域応援部隊は、災害現場で活動する DMAT（災害派遣医療チーム）やライフライン事業者等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(3) 広域応援部隊への情報提供

人的支援総括は、被害状況や災害応急対策に関する各種情報を迅速・的確に把握し、活動拠点に進出する広域応援部隊に対して必要な情報を提供する。

(4) 広域応援部隊のための資機材等の調達

必要な資機材や食料等については、各広域応援部隊において自ら調達することを基本とするが、広域応援部隊等から調達の要請があった場合、人的支援総括は、物的支援総括と調整し、事前に協定を結んでいる団体・企業等から調達を行う。

(5) 広域応援部隊の活動状況の報告

広域応援部隊の活動状況については、市災害対策本部が各部隊からの報告を受け、県受援・応援グループ（応援部隊等支援）に報告する。

(6) 広域応援部隊への要請

自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、国土交通省（TEC-FORCE）等、各広域応援部隊への要請は、県知事（警察災害派遣隊については県警察本部）が行う。

4 保健医療活動チームの受入れ（地域包括医療ケア部）

大規模災害時には、建物倒壊や土石流等による多数の傷病者の発生等により、保健医療ニーズが増大することが想定される。

このため、全国からの保健医療活動チームによる応援を円滑に受け入れる体制を整備する。

また、市は、管内の医療機関では負傷者の受け入れができない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置し、市の医師会や歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

5 福祉・介護職員等の受入れ（地域包括医療ケア部、教育部、ブランド戦略部）

大規模災害時に、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の地域の要配慮者が、避難所等において長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、

生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合がある。

このため、全国からの要配慮者を支援する職員（以下、「福祉・介護職員等」という。）による応援を円滑に受け入れる体制を整備する。

また、市は、避難所等の要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等）の状況を収集し、福祉・介護職員等のニーズを整理・分析するとともに、要配慮者に係る他市町村又は他県からの応援が必要であると判断したときは、県災害対策本部（関係各班）に対して福祉・介護職員等の派遣を要請する。

6 自治体応援職員の受入れ（総務部）

大規模災害の発生時には、市災害対策本部の活動のほか、人的・物的支援関係業務など、膨大な災害対応業務が発生し、既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況となることが想定されるため、全国から自治体応援職員を円滑に受け入れる体制を整備する。

なお、被害が甚大で、市において災害マネジメント機能や大量の応援職員の確保が必要な場合は、平成30年3月に総務省と地方三団体（全国知事会・全国市長会・全国町村会）等が構築した「被災市区町村応援職員確保システム」による対口支援※を積極的に活用する。

その際、災害応急対策に加えて、復旧・復興の方針や計画を迅速かつ効率的に立案するため、全国から災害対応の経験を有する自治体職員の派遣要請を行う。

※「対口支援」とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣する方式のことをいう。なお、都道府県が対口支援団体である場合は、都道府県及び区域内の市区町村（原則として指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣することとしている。

（1）人的ニーズの把握

災害時においては、市災害対策本部の各班は、応援者の職種・必要資格等を明確にしたうえで、必要業務及び必要人数を決定し、人的支援総括に報告する。

（2）他の地方公共団体等への要請

① 市相互応援協定に基づく要請

ア 県内自治体との災害時相互応援

小矢部市、砺波市とそれぞれ単独で締結している「災害時相互応援協定」に基づき応援を要請する。

イ 県外自治体との災害時相互応援

石川県金沢市、愛知県半田市、福島県南相馬市とそれぞれ単独で締結している「災害時相互応援協定」に基づき応援を要請する。

ウ 武蔵野市交流市町村協議会との災害時相互支援（安曇野市サミット宣言）

南砺市、長野県安曇野市、長野県川上村、千葉県南房総市、岩手県遠野市、新潟県長岡市、広島県大崎上島町、山形県酒田市、鳥取県岩美町、東京都武蔵野市の7市2町1村で締結している「武蔵野市交流市町村協議会との災害時相互支援について（安曇野市サミット宣言）」に基づき応援を要請する。

エ 全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村との災害時相互応援

南砺市、青森県むつ市、宮城県登米市、秋田県由利本荘市、秋田県大潟村、福島県喜多方市、茨城県潮来市、埼玉県戸田市、千葉県香取市、新潟県阿賀町、福井県美浜町、山梨県富士河口湖町、長野県下諏訪町、岐阜県川辺町、岐阜県海津市、愛知県愛西市、愛知県東郷町、愛知県高浜市、三重県桑名市、三重県大台町、大阪府高石市、兵庫県豊岡市、兵庫県加古川市、福岡県遠賀町、熊本県菊池市、大分県日田市、鹿児島県薩摩川内市の18市8町1村で締結している「全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村との災害時相互応援協定」に基づき応援を要請する。

オ 日本福祉大学友好協力宣言及び包括協定自治体との災害時相互応援

南砺市、山形県最上町、山形県遊佐町、長野県阿智村、長野県辰野町、長野県宮田村、愛知県美浜町の1市4町2村と日本福祉大学で締結している「日本福祉大学友好協力宣言及び包括協定自治体との災害時相互応援協定」に基づき応援を要請する。

カ 中国紹興市友好交流都市との災害時相互応援

南砺市、兵庫県西宮市、静岡県富士宮市、福井県あわら市、栃木県小山市の5市で締結している「中国紹興市友好交流都市との災害時相互応援協定」に基づき応援を要請する。

② 県を通じた他都道府県等への要請

ア 中部9県1市の災害時応援

富山県が石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市の中部9県1市で締結している「災害時等の応援に関する協定」に基づき、県を通じて応援を要請する。

イ 新潟県、石川県・福井県との災害時応援

富山県が新潟県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」及び石川県、福井県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」に基づき、県を通じて応援を要請する。

ウ 全国都道府県の災害時応援

先のア、イの応援を受けても十分な災害応急対策が実施できない、若しくは、そのおそれがあるときは、県を通じて「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

エ 対口支援に基づく災害時応援

県内による支援職員の派遣だけでは、災害対応業務を実施することが困難である又は困難であると見込まれる場合は、県を通じて、総務省及び中部ブロック幹事県等と調整し、対口支援に基づく支援職員の派遣について要請する。

県の要請により、対口支援が適用された場合、連絡や手続き、要請等については、県を介さず、人的支援総括と対口支援団体が直接やりとりする。

また、人的支援総括は、対口支援の実施状況の全体像を把握するとともに、情報収集等を継続し、追加の応援要請等を判断する。

(3) 応援要請先への連絡事項

人的支援総括は、各協定の様式等に基づき、応援要請先へ被害の状況、応援業務の内容、必要となる応援職員の職種及び人数等、必要事項を伝達する。

なお、応援職員の派遣の決定にあたっては、応援地方公共団体ごとに応援組織名、所在地、担当者名等の情報をできる限り記した応援受援管理帳票の提出を求める。

(4) 応援職員の受入れ

人的支援総括は、応援要請先から応援受援管理帳票の送付を受けたときは、当該帳票に受信日時、受信者名、受信者連絡先を記したうえで、人的・物的資源管理表に入力し、応援職員の把握・取りまとめを行う。

(5) 装備、資機材、宿泊場所等の活動に必要な情報提供

人的支援総括は、県及び応援自治体等からの応援職員について、原則、応援側で携行品や現地での活動に必要な資機材、宿舍等を確保するよう要請する。

また、応援側で手配できない場合を考慮し、食料や飲料水、資機材等を確保するとともに、宿泊場所や駐車場等をあっせんする。

なお、人的支援総括は、応援側に対して、輸送ルートや給油所の状況等、活動に必要な情報提供を行う。

(6) 執務環境

受援が想定される業務については、各班において、あらかじめ応援職員のための執務スペースを検討するとともに、必要に応じ、業務に係る基本情報やフロー、協力機関の連絡先等を整理しておく。

(7) 市における主な受援業務

市においては、災害発生後、被害規模によっては業務量が増大し、市単独での対応は困難となる業務として、特に、「避難所の運営」や「住家被害認定調査」、「罹災証明発行」が想定され、県や他の自治体の応援職員の円滑な受入れのための体制整備が必要となる。

① 避難所運営に係る受入れ

大規模災害時には、多くの避難者が発生し、被災直後より避難所開設・運営等において、多くの要員が必要となり、避難所においては、避難者の適切なニーズ把握や避難者の健康管理、支援物資の受入れ・管理、生活環境衛生の確保等への支援が必要となる。

そのため、市は、平常時より、呉羽山断層帯や法林寺断層等の被害想定やその被害想定より少ない被害の場合など、様々な被害規模に応じて、避難所の運営に関する業務等に必要な職員数をあらかじめ算出しておく。

また、災害時の避難所には、全国から保健・医療・福祉関係者、NPO団体、ボランティア等が応援に駆けつけることが予想され、市は、地域とボランティア等とのパイプ役や、避難所及び被災状況についての応援関係者との情報の共有等を行うための職員を確保する。

② 住家被害認定調査、罹災証明発行に係る受入れ

大規模災害時は、多くの建物被害が想定されており、住民の罹災証明発行に早期に着手するため、迅速な住家被害認定調査を行う必要がある。

そのため、市は、平常時より、呉羽山断層帯や法林寺断層等の被害想定やその被害想定より少ない被害の場合など、様々な被害規模に応じて、住家被害認定調査に関する業務に必要な職員数をあらかじめ算出しておく。

また、罹災証明発行時には、膨大な数の申請者が訪れることが想定され、一定数の窓口及び職員を確保する。

図表 3-5 市において想定される受援業務

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の運営や避難所等での健康相談、調査、指導等 ・ 住家の被害認定調査 ・ 罹災証明書の発行 ・ 物資の受入れ、物資集積拠点の運営 ・ 災害ボランティアの受入れ ・ 災害箇所調査、査定準備、応急復旧 ・ みなし仮設住宅の申込み受付等 ・ 避難所ごみ、災害廃棄物の収集運搬 ・ 災害廃棄物仮置場の運営 等 |
|--|

(8) 人的・物的資源管理票の作成及び応援規模の試算

人的支援総括、物的支援総括は、日々の受援状況等を一元的・効果的に管理するため、関係班（受援担当）と連携し、人的・物的資源管理表及び応援受援管理帳票を作成する。

なお、国等による定型化された応援などの独自の枠組みで行われた受援についても管理表及び管理帳票を作成するものとする。

また、市は、呉羽山断層帯や法林寺断層等の被害想定に基づき、各応援業務に必要な人員をあらかじめ算出し、災害時において応援ニーズや規模の収集が困難な場合は、被害状況と試算を照らし合わせ、応援に必要な人員を先取りし、応援要請を行うことを検討する。

7 応急危険度判定に係る受入れ（ふるさと整備部）

建設・住宅班は、余震等による建築物の倒壊や部材の落下、宅地の破壊等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物や宅地の危険度判定が必要と判断した場合、判定実施計画を作成し、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

(1) 応急危険度判定士の必要数

建設・住宅班は、平常時より、呉羽山断層帯や法林寺断層の被害想定など、様々な被害規模に応じて、応急危険度判定に係る業務に必要な判定士数を算出する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定

建設・住宅班は、必要な判定士の確保のため、協定に基づき建築設計三会※及び県に支援を要請するとともに、地元判定士に参加を要請する。

また、「富山県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、判定士を円滑に受け入れるための調整を行い、判定体制を構築する。

※「建築設計三会」とは、(一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築士会、(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会の建築設計3団体の総称であり、市においては、令和元年12月に3団体と地震災害時において、被災建築物の応急危険度判定等の安全確認を迅速に行い、避難者受入れ等のその後の災害対応を円滑に進めることを目的に「地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定」を締結している。

図表 3-6 応急危険度判定の流れ
 (「富山県災害時受援計画」(平成31年3月富山県)より抜粋)

専門職種	業務	活動開始時期	活動期間	活動場所
被災建築物応急危険度判定士	二次災害防止のための被災建築物・宅地の判定	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね10日以内	支援要請があった市町村内
被災宅地危険度判定士				

8 災害救援ボランティアの受入れ (地域包括医療ケア部)

大規模災害の発生時には、被災者は多くの困難に直面し様々な課題が発生することから、行政では対応しきれない被災者の多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、全国から、様々な分野のボランティアを円滑に受け入れる体制を整備する。

(1) 市災害救援ボランティア本部の設置

① 体制の整備

市災害対策本部が設置された場合は、市及び市社会福祉協議会等が連携して、市災害救助ボランティア本部を設置するとともに、必要に応じて、市災害救援ボランティア現地事務所を設置し、救援ボランティアの受入体制を整える。

市災害救助ボランティア本部は、地域協力団体や県災害救助ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。

② 機能・業務

- ア 市災害対策本部、県災害救助ボランティア本部、現地事務所との連絡調整
- イ 現地事務所間の災害救援ボランティアコーディネーターやボランティア等の配置・連絡調整
- ウ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力調整
- エ 相談窓口(電話)の設置
- オ ボランティア活動参加申出者への対応
- カ ボランティアの受入れ

- キ 活動用資機材の調達（市災害対策本部との連携）
- ク 救援物資の仕分け、搬送
- ケ 地域内への広報

（2）市災害救援ボランティア現地事務所の設置

① 体制の整備

市災害救助ボランティア本部は、被災地の状況に応じて必要がある場合には、ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置する。

現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害救助ボランティア本部が担う。

② 機能・業務

- ア 市災害救助ボランティア本部との連絡調整
- イ ボランティアニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入れ
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での支援活動
- ク ボランティアの健康管理

9 廃棄物処理に係る受入れ（市民協働部）

大規模災害の発生時には、仮設トイレ等のし尿や避難所等の生活ごみ、損壊家屋や被災家具等の災害廃棄物などにより、廃棄物処理業務が発生し、既存の人的資源・資機材のみで対応することは極めて困難な状況となることが想定されることから、全国からの支援を円滑に受け入れる体制を整備する。

（1）廃棄物処理の主体

生活環境班は、災害の規模等を踏まえ、独自で処理できるか検討し、被害の規模等によっては、県災害対策本部（環境政策班）へ支援（事務委託を含む。）を要請する。

また、県災害対策本部（環境政策班）と連携し、「富山県災害廃棄物処理計画」等に基づき、他市町村や近隣他県、国等との間で支援及び協力体制を整える。

ただし、甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、市から事務委託を受けて、県が処理主体となることがある。

(2) 人的・資機材ニーズの把握

生活環境班は、初動期に避難所の設置や建物・上下水道・道路被害等の情報を県災害対策本部（環境政策班）に提供する。

また、災害廃棄物の発生状況や一般廃棄物処理施設の被害状況、仮置場の整備状況等の情報収集を行い、得られた情報に基づいて、人的ニーズ及び資機材（ごみ・し尿収集運搬車両、仮設トイレ等）ニーズを把握する。

(3) 処理の内容

① し尿

生活環境班は、初動期に避難所等への仮設トイレの設置・管理やし尿の収集運搬・処理体制の構築などを行えるよう、県災害対策本部（環境政策班）と調整を行う。

② 生活ごみ

生活環境班は、初動期にごみ焼却施設等の被害状況の確認や生活ごみの保管場の確保などを行い、応急期にごみ焼却施設等の補修準備や生活ごみの収集運搬・処理体制の確保などを行えるよう、県災害対策本部（環境政策班）と調整を行う。

③ 災害廃棄物

生活環境班は、災害廃棄物処理のため、初動期に通行障害廃棄物の撤去・収集運搬や有害廃棄物の回収などを行い、応急期に倒壊の危険性のある建物の解体・撤去や腐敗性廃棄物の処理、漂着ごみの処理、発生量の推計、仮置場の確保・運営管理、収集運搬体制の確保などを行えるよう、県災害対策本部（環境政策班）と調整を行う。

(4) 国、近隣他県等への支援要請

生活環境班は、前項（3）の処理を実施するに当たり不足する人的・資機材支援について、災害支援協定等も踏まえ、国や近隣他県、他市町村、廃棄物関係団体、民間事業者等に要請が必要な場合は、県災害対策本部（環境政策班）と調整を行う。

(5) 人的・資機材支援の受入れ

生活環境班は、前項（4）の要請に基づき派遣される支援職員や資機材の割振りについて、県災害対策本部（環境政策班）と調整する。

第4章 物的支援の受入れ

1 基本方針

平成28年4月の熊本地震では、熊本県の物資拠点（公共施設）が被災により使用できず、民間の物流拠点を国のプッシュ型支援物資の仕分けや配送を行う一次物資拠点として活用し、全国からの支援物資の保管施設としても使用されたことで災害時の物資拠点として、民間の物流施設を活用することの有用性が再認識されている。

大規模災害を想定した場合、避難所に円滑に物資を供給するためには、物資の調達と輸送を個別に計画するのではなく、一体的に検討する必要がある。熊本地震で問題となった物資拠点から避難所までの輸送（いわゆる「ラストマイル」）への対応など、支援物資の供給体制の強化に取り組む。

また、万一、物流事業者等が被災し支援が得られない場合においても、市民に支援物資を確実に行き届かせるため、市職員自らが物流倉庫の運営や配送を担うための体制整備を進めていく。

2 物的支援の受入れの全体像

（1）広域的な応援の枠組み

市は、災害が発生した直後から、国や県、被災地外の地方公共団体、民間企業などから物的支援を受ける必要がある。その基本的な枠組みは、図表4-1のとおりである。

図表4-1 物的支援の基本的な枠組み

基本的な枠組み	応援等の種類
市による 物資の確保	協定に基づく地方公共団体、企業等からの物資の配送・提供
	協定に基づく企業・団体等からの物資の確保
	被災地の物的資源ニーズに基づく確保（発注）
	市の備蓄物資の提供・配送
県による 提供・支援	協定に基づく地方公共団体、企業等からの物資の配送・提供
	協定に基づく企業・団体等からの物資の確保
	被災地の物的資源ニーズに基づく確保（発注）
	県の備蓄物資の提供・発注
国等による提供	国からのプッシュ型の物資支援
その他	事前に協定を結んでいない主体からの物資支援

(2) 支援物資供給の枠組み

① 市備蓄物資の供給

災害発生時は、まず市の備蓄物資を備蓄倉庫から各避難所に供給する。

② 県備蓄物資の供給

県の備蓄物資は、被災状況や物資の種類・量、輸送手段等により、市が開設する物資輸送拠点（以下、「市物資拠点」という。）を經由して、各避難所に供給する。ただし、状況に応じて直接、県の備蓄倉庫から各避難所に供給する場合もある。

③ 市協定物資の供給

市の協定物資は、被災状況や調達先、物資の種類・量、輸送手段等により、市物資拠点を經由して、各避難所に供給する。ただし、状況に応じて直接、協定締結先から各避難所に供給する場合もある。

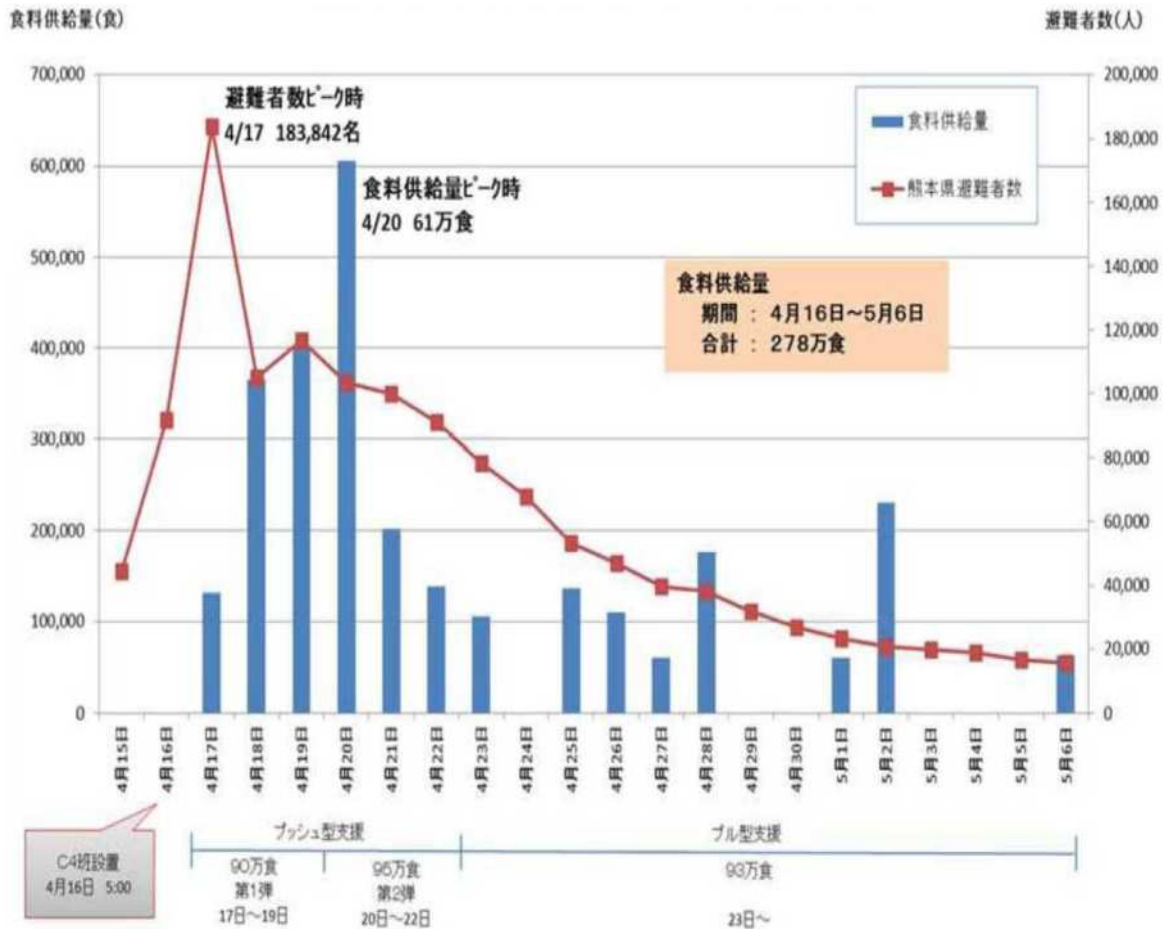
④ 県協定物資の供給

県の協定物資は、被災状況や調達先、物資の種類・量、輸送手段等により、県が開設する広域物資輸送拠点（以下、「県物資拠点」という。）及び市物資拠点を經由して、各避難所に供給する。ただし、状況に応じて直接、協定締結先もしくは、県物資拠点から各避難所に供給する場合もある。

⑤ 国プッシュ型支援物資の供給

国プッシュ型支援物資は、被災状況や物資の種類・量、輸送手段等により、県及び市物資拠点を經由して、各避難所に供給する。ただし、状況に応じて直接、国もしくは、県物資拠点から各避難所に供給する場合もある。

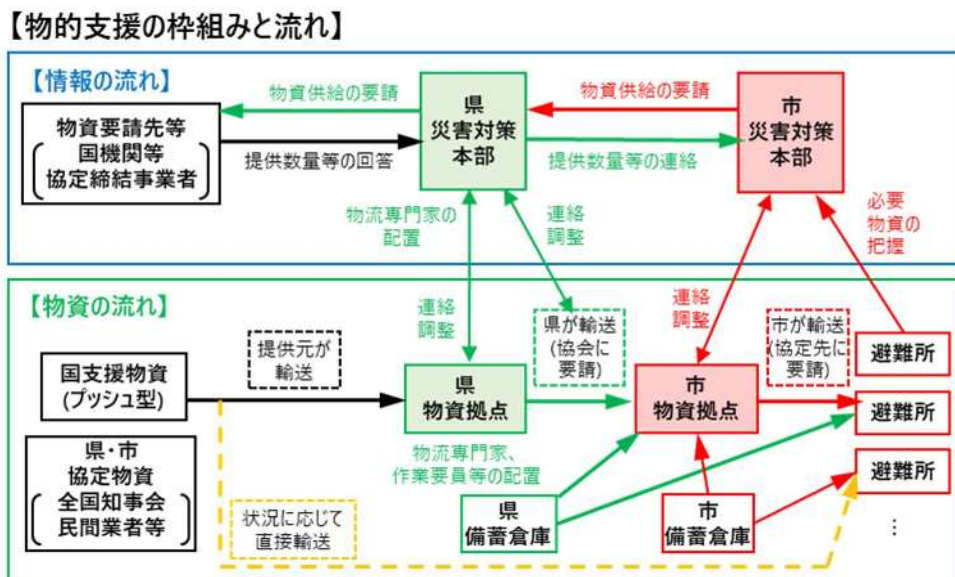
図表4-2 熊本地震における国支援物資の供給量
 (「富山県災害時受援計画」(平成31年3月富山県)より抜粋)



(3) 物的支援の枠組みと流れ

調達先から避難所までの物的支援の枠組みと流れは、図表 4-3 のとおりである。

図表 4-3 物的支援の枠組みと流れ



3 物的支援総括の設置及び構成

(1) 物的支援総括の設置

市物資拠点の開設・運営、物資輸送を速やかに行うため、市災害対策本部総務部総務班内に「物的支援総括」を設置するとともに、各市物資拠点に拠点運営に係る要員を配置する。

(2) 物流専門家の派遣要請

総務班（物的支援総括）（以下：物的支援総括）は、市災害対策本部及び市物資拠点等に物流専門家が必要となる場合には、物資輸送に関わる協定等に基づき、県を通じて県倉庫協会、県トラック協会又は指定公共機関（運送事業者等）に物流専門家の配置を要請する。

(3) 物的支援の構成

構成は、図表4-4のとおり、総務班や財政管財班、救援物資班の職員のほか、受援関係所属の職員等で構成する。

図表4-4 物的支援に関する業務の所属

	業務担当	主な業務	関係所属
市災害対策本部	物的支援総括	各担当の総合調整、要請と調達の調整、 拠点入出庫・輸送に係る各担当への指示、 国プッシュ型支援の調整	総務班（総務係）
	調達	国や県、企業等への物資の要請・調達	総務班、政策班、農政班、 商工班
	要請受付	避難所からの物資の要請の受付、供給見 通し等の回答	避難所班
	輸送	道路の被災状況の把握、輸送ルート の選定・確保、輸送手配等の調整	建設・住宅班、財政管財班、救援 物資班
	物資拠点 （開設）	各物資拠点の開設	総務班、救援物資班
物資拠点	物資拠点 （運営）	各物資拠点施設の運営、在庫管理、 入出荷調整	救援物資班

図表 4-5 市物的支援担当の主な担当業務（例）

区分	主な担当業務
市災害対策本部	受援の総括及び各班との調整に関すること（支援物資の状況把握）
	県や企業への物資の要請・調達
	避難所からの物資の要請の受付、供給見通し等の回答
	道路の被災状況の把握、輸送ルートを選定・確保、輸送手配、運送業者等との調整
	各物資拠点の開設、調整に関すること
物資拠点	各物資拠点の運営、在庫管理、入出荷調整

4 市物資拠点候補施設のリストアップ

（1）市物資拠点候補施設のリストアップ

市物資拠点は、調達先からの支援物資を受入れや保管、仕分け等をしたうえで、避難所に送り出す機能を果たすため、平常時において、民間物流事業者等の協力を得て、公共施設や民間物流拠点等から市物資拠点をあらかじめリストアップしておくとともに、候補施設ごとの施設概要や位置、交通アクセス、設備等をまとめたシートをあらかじめ作成しておく。

リストアップにあたっては、「富山県災害時受援計画」や「富山県物資拠点運営・輸送マニュアル」等を参考に、施設自体が被災した場合も考慮し、複数の候補施設をリストアップしておく。

また、災害時に倉庫等を確保できない場合に備え、公園等のオープンスペース（テント使用）の活用も検討する。

拠点のリストアップにおいては、物資の輸送は、人力に頼らず、パレット化して、物資を仕分けしやすくことに留意する。

図表4-6 市物資拠点の候補施設（公共施設）

分類	候補施設	住所
輸送拠点	福光屋内グラウンド	南砺市法林寺字松ノ谷1-2
	井口屋内グラウンド	南砺市池尻13-1
	福野市民センター車庫	南砺市苗島4846-2
	城南屋内グラウンド	南砺市城端字吉兵衛島310
	いなみ交流館「ラフォーレ」屋内健康広場	南砺市山見1365
備蓄倉庫	南砺市防災センター防災備蓄倉庫	南砺市天池99
	福野市民センター車庫	南砺市苗島4846-2

※上記の他に各地の除雪車格納庫の活用も検討する。また、屋内拠点を確保できない場合は、市地域防災計画（資料編）の「指定緊急避難場所一覧」を参考にグラウンド等の活用を検討する。

(2) 民間施設の活用

民間施設は、設備状況や運営ノウハウ等の理由から、優先的に活用を検討する。

一方、営業倉庫は、顧客の貨物が最優先されることから、企業の自家用倉庫や賃貸型倉庫を含め、できるだけ多くを候補施設としてリストアップし、活用可能性を高める体制を整備しておく必要がある。

また、保管スペースの規模が小さくとも、屋根のあるスペースがあれば、荷捌き用の施設としての活用もできることから、民間事業者の配送センター等の活用も検討する。

なお、市においては、民間物流事業者と協定を締結しており、災害時において物資の輸送や集積、物資拠点施設の運営等の要請が可能である。

(3) 被災状況チェックシートの作成

物的支援総括は、発災後、候補施設の被災状況等を把握し、速やかに物資拠点の選定・開設を行うため、平常時から、施設の使用可能スペースや電源、通信設備の被災の有無等を確認する被災状況チェックシートを作成する。

(4) 選定・開設・運営に係るマニュアルの作成

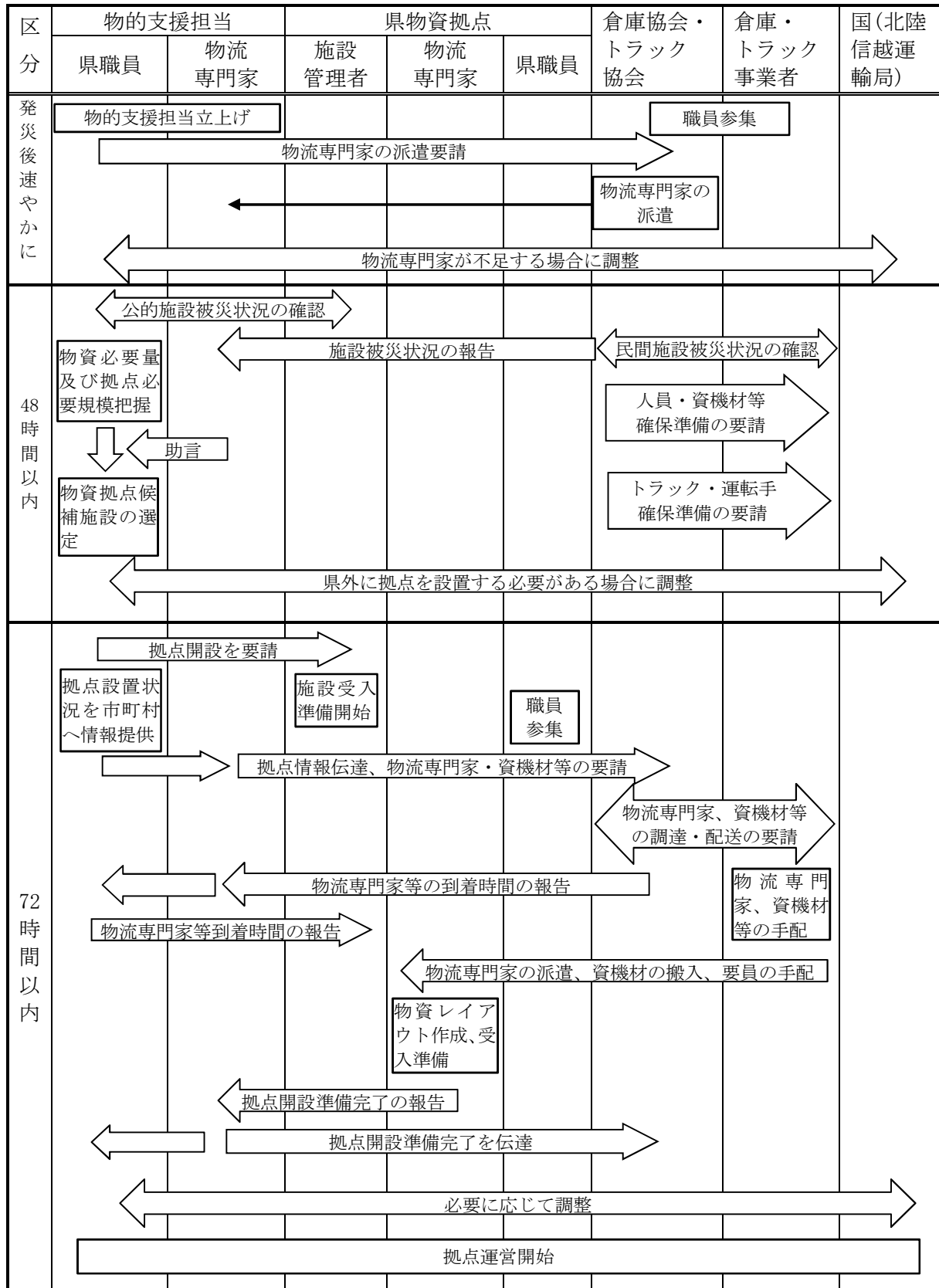
受援総括は、災害発生時に市物資拠点を速やかに選定・開設・運営するためのマニュアルの作成に努める。

また、発災後の迅速な市物資拠点の選定のため、平常時から、物的支援に係る国のマニュアル等を参考に避難者数に応じた必要物資量を想定しておく。

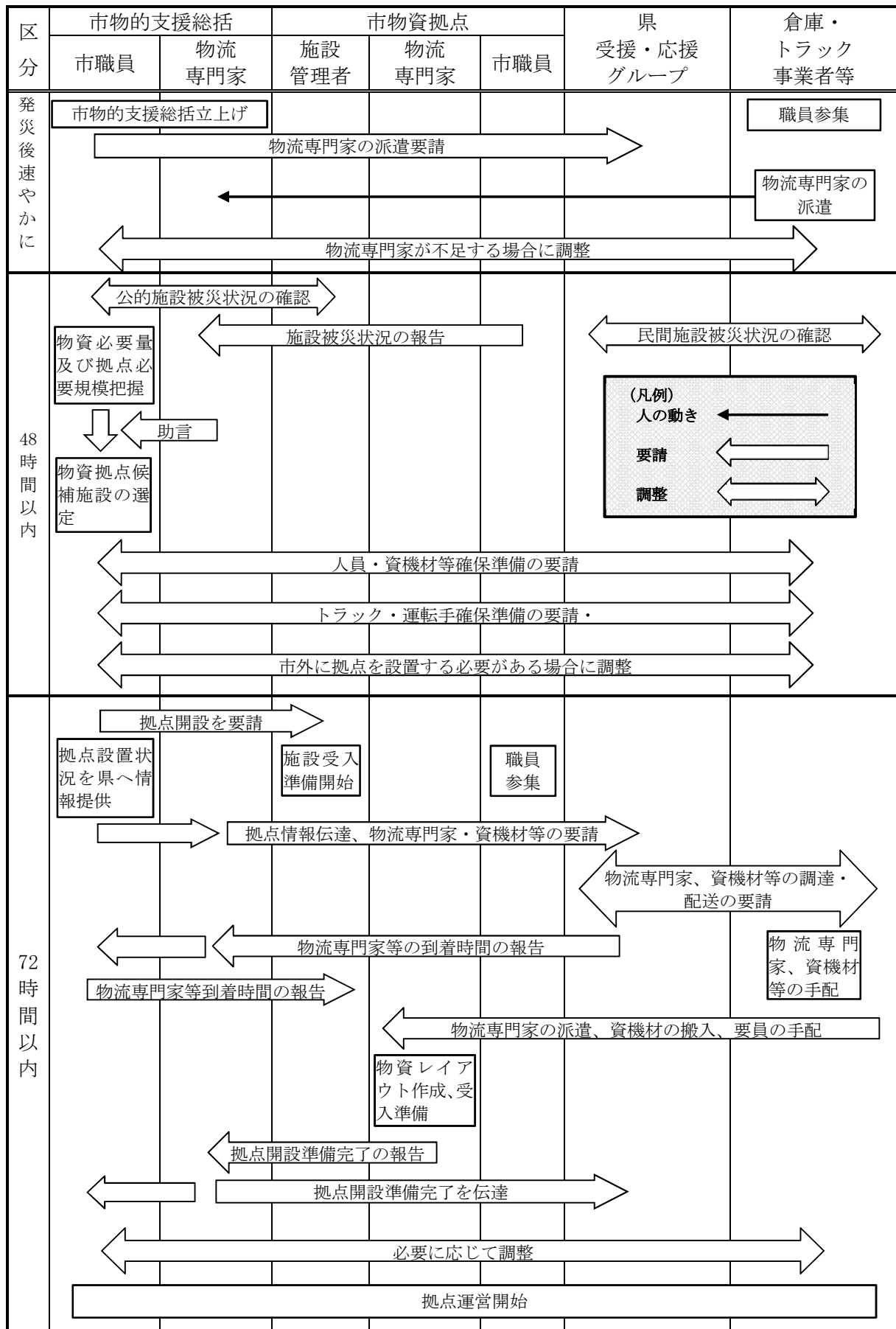
5 関係機関の役割とタイムライン

災害が発生してから物資拠点の開設・運営に至るまでの関係機関の役割及び72時間以内における関係機関のタイムラインは、概ね図表4-7及び図表4-8のとおりである。

図表4-7 県関係機関のタイムライン
 (「富山県災害時受援計画」(平成31年3月富山県)より抜粋)



図表4-8 市関係機関のタイムライン



6 市物資拠点の選定（総務部）

物的支援総括は、次の手順により、市物資拠点を選定する。

- (1) 民間物流業者等と連携し、あらかじめリストアップしている物資拠点候補施設の被災状況を確認する。
- (2) (1) と並行し、必要支援物資量を適切に処理するための施設の規模を把握する。
- (3) 物流専門家の助言を得つつ、使用可能であることが確認された施設の中から、必要規模を満たす施設を推計する。
- (4) 施設の抽出にあたっては、1箇所で支援物資を管理するケースや物資ごとに施設を使い分けるケース等も考慮して抽出する。
- (5) 抽出した施設から各避難所までを対象とした輸送全体を念頭に、立地場所を踏まえ、最適な施設を選定する。
- (6) 選定に当たっては、まず迅速に開設でき、人員や資機材が比較的確保しやすい民間物流拠点を検討する。
- (7) 事前にリストアップしていた施設が被災等により使用できない場合、県や近隣市に要請し、近隣市に拠点を確保する。

7 市物資拠点の開設（総務部）

(1) 民間施設を使用する場合

物的支援総括は、次の手順により市物資拠点を開設する。

- ① 物流専門家を通じ、施設を管理する事業者に拠点の開設を要請する。
- ② 県に選定した拠点の施設名及び事業者名を連絡する。
- ③ 物流専門家を通じ、施設を管理する事業者と受け入れ可能な支援物資量や運営に必要な人員・資機材等の調整を行う。
- ④ 必要に応じ、県に市物資拠点への物流専門家の派遣、運営に必要な人員、資機材の調達・配送を要請する。
- ⑤ 物資拠点の開設後に必要に応じて県と作業状況に関する連絡・調整を行う。

(2) 公的施設を使用する場合

物的支援総括は、次の手順により市物資拠点を開設する。

- ① 施設の管理者に対して、物資拠点の開設や受け入れ準備を要請する。
- ② 物流専門家と連携し、支援物資量と施設に配備されたフォークリフトやパレット等の設備状況から、拠点運営に適した物流専門家の要件や運営に必要な人員や資機材の種類・数量等を検討する。
- ③ 施設管理者は、拠点の開設及び受け入れ準備の完了を物的支援総括に報告する。

- ④ 県に選定した拠点の位置情報等を伝えるとともに、協定等に基づき、物資拠点への物流専門家の派遣や運営に必要な人員や資機材の調達・配送を要請する。
- ⑤ 拠点運営に必要な職員を調整し、物資拠点への職員派遣を行うとともに、物資拠点の施設管理者に対し、職員の到着時間を報告する。
- ⑥ 県から物資拠点に派遣する物流専門家や搬入する資機材の到着時間の報告を受けた後、物資拠点の施設管理者に対して、これらの到着時間を報告する。
- ⑦ 物流専門家と連携し、拠点開設後、必要に応じて、県と作業状況に関する連絡・調整を行う。
- ⑧ 物資拠点に到着後、運営マニュアルに沿って、拠点内のレイアウトを定め支援物資の受け入れ体制を整備し、拠点を開設する。

(3) 人員及び資機材の確保

① 市職員の派遣

物的支援総括は、救援物資班を各々の市物資拠点に派遣し、財政管財班や救援物資班等と連携しながら、物資の調達や輸送ルート等に関する連絡調整を行う。

② 作業要員及び資機材の確保

物的支援総括は、市物資拠点の作業要員及び資機材の確保について、民間物流拠点管理者等に要請してもなお不足する場合は、県（対口支援等）や他の民間事業者に協力を要請する。

8 県物資拠点の把握（総務部）

物的支援総括は、県からの報告や県から派遣されているリエゾン（現地情報連絡員）から情報等を収集し、県物資拠点の開設状況を把握する。

9 物的ニーズの把握・取りまとめ（総務部、市民協働部）

(1) 物的ニーズの把握

物的支援総括は、避難所班から物資供給要請を受け付けるとともに、市災害対策本部各班や県から派遣されているリエゾン（現地情報連絡員）等を通じて、本市における物的ニーズを把握し、できる限り次の情報を取りまとめる。

- ① 必要となる物資の品目及び数量
- ② 必要となる資機材の品目及び数量
- ③ 拠点施設（県物資拠点等）の場所及び経路
- ④ 県の応援要請担当者の氏名及び連絡先
- ⑤ 拠点施設（県物資拠点等）の担当者の氏名及び連絡先

⑥ その他必要事項

(2) 外部に要請する物資の把握

物的支援総括は、市備蓄物資の供給を優先して調整したうえで、県をはじめとした外部に物的支援を要請する物資を把握し、取りまとめる。

(3) 避難所等における物的ニーズの把握・取りまとめ

物的支援総括は、避難所等から必要物資の報告を受付けるとともに、避難所等における物的ニーズを把握し、できる限り次の情報を取りまとめるものとする。

- ① 必要となる物資の品目及び数量
- ② 必要となる資機材の品目及び数量
- ③ 避難所の場所及び経路
- ④ 応援要請担当者の氏名及び連絡先
- ⑤ 避難所担当者の氏名及び連絡先
- ⑥ その他必要事項

10 市備蓄物資の供給準備（総務部）

物的支援総括は、被災状況等から市備蓄物資の供給の可能性がある場合は、市備蓄倉庫における備蓄品目及び数量を把握する。

また、市は、速やかに報告できるよう、平常時から備蓄物資の在庫状況表を最新の状況に更新しておく。

11 物的支援の要請（総務部）

物的支援総括は、被害が甚大で市のみでは十分な対応ができないと見込まれる場合は、不足が見込まれる物資について、協定締結先や県に物的支援を要請するものとする。

また、災害対策基本法に基づき、県災害対策本部の受援・応援グループ（要請受付）に、とりまとめた物的ニーズ等の情報（以下の（1）～（7））を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまがない場合は、電話・FAX等により応援要請の連絡を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要となる物資の品目及び数量
- (3) 必要となる資機材の品目及び数量
- (4) 受入拠点（物資拠点又は避難所）の場所及び受入拠点（物資拠点又は避難所）への経路
- (5) 応援要請担当者の氏名及び連絡先

- (6) 受入拠点（物資拠点又は避難所）担当者の氏名及び連絡先
- (7) その他必要事項

12 支援物資の受入れ（総務部）

物的支援総括は、上記11による応援要請先等から帳票の送付を受けたときは、当該帳票に受信日時、受信者名、連絡先等の情報を記したうえで、物的資源管理表に入力し、支援物資の把握・取りまとめを行うとともに、市災害対策本部各班と情報共有を行う。

13 支援物資の供給（総務部、ふるさと整備部）

（1）供給の概要

物的支援総括は、建設・住宅班や財政管財班等と緊急輸送道路の被害状況や国・県・市道の被害状況、道路啓開状況等の情報共有を行い、市物資拠点までの輸送ルートを選定する。

また、県からの支援物資の受け入れ状況等を整理し、避難所へ供給可能な物資について、配分計画を作成し、市災害対策本部に報告する。

（2）物流事業者との調整

物的支援総括は、供給物資の配分計画に基づき、県から派遣されるリエゾン（現地情報連絡員）や物流専門家、財政管財班等とともに、各避難所への輸送について整理した輸送指示書及び配車計画を作成する。

物流事業者は、輸送指示書及び配車計画に基づき、支援物資の輸送を行う。

（3）要請先等から避難所への直接供給

市外から多数のトラックが避難所に向かい、交通渋滞等が発生するリスクがあることから、市外からの支援物資については、市物資拠点に集約することを原則とする。

ただし、市物資拠点と避難所が近接する場合や交通渋滞の恐れがない場合など、直接供給が効率的となりうる場合はこの限りではない。

また、支援物資について市物資拠点を經由せずに、直接、避難所に供給する場合は、要請先等に直接供給を依頼する。

14 市物資拠点の運営（総務部）

（1）情報管理と伝達・調整

物的支援総括は、トラックの到着時間や到着物資の量・種類、物資拠点の受け入れ可能量等の支援物資に係る情報を一元的に管理し、市災害対策本部各班に対して、速やかに情報伝達するとともに、関係機関と連携を図り、必要な調整を行う。

（2）市物資拠点の主な運營業務

物的支援総括は、救援物資班や倉庫・トラック事業者等と情報共有や連絡調整を行い、次の業務を実施する。

- ① 県物資拠点から届く支援物資の輸送情報（品目、量、到着予定日時）に基づく受入れ準備
- ② 到着した支援物資の荷下ろし、荷捌き、検品、入庫（ロケーション、在庫入力）、到着情報の市災害対策本部への連絡
- ③ 県物資拠点から届く支援物資要請情報（品目、量、届け先）に基づく出庫作業（在庫引当、ピッキング、出荷荷揃え）
- ④ トラックへの積込み、出庫、在庫引き落とし、出庫情報の連絡
- ⑤ 市災害対策本部各班との在庫情報の照合等

15 災害発生時の輸送手段の確保（総務部）

物的支援総括は、協定締結先や県を通じて、県トラック協会や指定公共機関（運送事業者等）に対して、市物資拠点から各避難所への緊急輸送を要請する。

災害直後など、物流事業者の体制が整っておらず、支援が得られない場合を想定し、職員自らが公用車等で輸送する体制も検討する。

16 自衛隊に対する災害派遣要請（総務部）

市において、市物資拠点の開設・運営又は支援物資の輸送が困難な場合、本部長は、県知事に対し、自衛隊に支援物資の緊急輸送のための災害派遣を要求するものとする。

17 物資輸送ルート確保（総務部、ふるさと整備部）

物的支援総括は、建設・住宅班や財政管財班等と緊急輸送道路の被害状況や国・県・市道の被害状況、道路啓開状況等を集約し、避難所等の支援物資配送施設までの輸送ルートを選定する。

18 自動車燃料の確保（総務部）

緊急輸送車両の燃料を確保する必要がある場合、物的支援総括は、燃料の供給を県受援・応援グループ（応援部隊等支援）に要請するものとし、県を通じて、優先的に燃料の供給を行うよう県石油商業組合に要請する。

そのうえでも確保が困難な場合は、県を通じて、国の緊急災害対策本部に対し、緊急供給要請を行う。

19 義援物資の取り扱い（総務部、市民協働部）

無償で提供される義援物資については、過去の災害において、1つの梱包に複数品目が混在されている、梱包の形状やサイズが不均一である等のため、仕分けに要する施設面積や手間が多くなる等により、拠点の人員やスペースを大幅に消費する傾向が見られたことに留意し、受け入れの基準や受け入れのオペレーションをあらかじめ検討しておく。

20 余剰物資の取り扱い（総務部）

発災後、一定期間が経過すると、物資の余剰が発生し始めることが予想されることから、物的支援総括は、余剰物資を保管するための拠点の開設・運用について、県と調整を行う。

余剰物資の拠点は、入出荷の頻度が低くなることから、体育館などフォークリフトが使えない施設などの利用も検討するものとする。

第5章 その他の受援

1 緊急輸送ルートの確保（総務部、ふるさと整備部）

大規模災害発生時には、道路の寸断や一般車両通行による渋滞発生等により、緊急支援車両の目的地到着に支障を来すことが想定される。

そのため、市は、県と連携し、全国からの人員や物資、燃料等の輸送を迅速かつ円滑に行えるよう、陸・海・空の緊急輸送ルートを確保する。

（1）陸上輸送ルートの確保

陸上輸送ルートについては、緊急輸送道路の通行を確保するよう努めるとともに、道路啓開については、国、県、市、関係機関等で協議を行い、啓開の優先順位を明確にしたうえで、作業を実施する。

（2）海上輸送ルートの確保

海上輸送ルートについては、海外の友好都市等からの支援も考慮し、県や関係機関等と連携して、海上輸送ルートで利用する海上輸送拠点（伏木富山港等）を選定し、選定した海上輸送拠点及びアクセス道路等の被災状況を把握するとともに、県及び関係機関との情報共有に努める。

（3）航空輸送ルートの確保

大規模災害時には、救援活動のみならず医療緊急搬送や物資輸送等、幅広い活動に従事する多数のヘリコプターが市外から派遣されるため、市は、県と連携し、国土交通省、自衛隊、消防庁、警察庁、災害医療対策チーム等と各機関のヘリコプターの運用について調整する。

また、市は、ヘリポートや場外離着陸場となる拠点施設等をあらかじめ把握し、情報共有を行う。

2 燃料、電力、ガスの供給（総務部）

大規模災害時には、多くの石油・電力・ガス関連施設が被災し、燃料の確保が困難になることが想定される。

そのため、市は、災害応急対策活動に必要な燃料のほか、市災害対策本部となる本庁舎や避難所、その他の災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（以下、「優先供給施設」という。）の業務継続に必要な燃料を確保し、優先的に供給できるよう県と連携して調整を行う。

(1) 燃料の供給

市は、優先供給施設をあらかじめリストアップしておく。

また、優先供給施設について燃料供給の必要性を確認し、県を通じて、県石油商業組合及び（一社）県エルピーガス協会に対して優先供給の要請を検討する。

なお、優先供給では燃料確保が困難である時は、燃料需要をとりまとめのうえ、県を通じて、国の緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する。

(2) 電力の供給

市は、発災後、供給支障が発生している地域について情報提供を行うよう電力事業者に要請する。

また、優先供給施設等について電力の臨時供給の必要性を確認し、可能な範囲で供給の優先順位を検討し、臨時供給を行うべき施設への電力の臨時供給を電力事業者に要請する。

(3) ガスの供給

市は、発災後、供給支障が発生している地域について情報提供を行うようガス事業者に要請する。

また、優先供給施設等についてガスの臨時供給の必要性を確認し、可能な範囲で供給の優先順位を検討し、臨時供給を行うべき施設へのガスの臨時供給をガス事業者に要請する。

3 費用負担及び事故等の責任（総務部）

市内で災害が発生し、県及び市が締結する相互応援協定等に基づき、全国の自治体等から応援を受け入れる際の費用負担については、以下の関係法令を踏まえて対応する。ただし、法令に別に定めのある場合又は県及び市がそれぞれ個別に締結する相互応援協定に基づき、応援を受け入れる場合は、当該法令又は協定の規定に従うものとする。

(1) 応援費用及び事故等の責任

① 応援に要する費用は、原則として応援を受けた被災自治体が負担する。

（災害対策基本法第92条）

② 応援職員が業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援をする自治体の負担とする。（地方公務員災害補償法）

③ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その従事中に生じたものについては被災自治体、被災自治体への往復の途中に生じたものについては応援をする自治体が賠償責任を負う。（国家賠償法第1条等）

(2) 救助費用及び災害救助法の対象経費

災害救助法の規定による救助に要する費用は、県がこれを支弁する。

(災害救助法第18条)

災害救助法の対象経費は、図表5-1のとおり。詳細な災害救助法対象経費については、災害救助事務取扱要領を参照する。

図表 5-1 災害救助法の対象経費

主な応援・受援業務における対象経費

(地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン (H29.3 内閣府作成))

受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法救援物資外(化粧品等)の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

南砺市災害時受援計画

発行人 南砺市
住所 〒939-1692 富山県南砺市荒木 1550
(事務局 南砺市総務部総務課 防災危機管理係)